

水洗便所改造資金融資あっ旋制度について

便所を水洗に改造するとき、自己資金のみでは工事費を負担する事が困難な場合、その資金の融資を市が金融機関にあっ旋します。

★ 融資の内容

1. 融資の対象となる工事

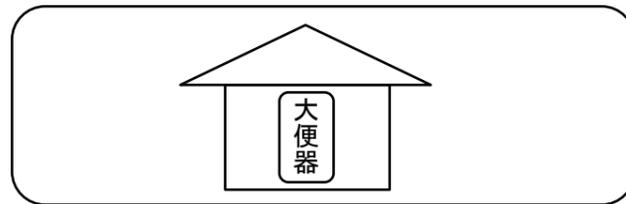
大便器又は両用便器を水洗に改造する工事が対象となります。

また、浄化槽により既に水洗化している大便器又は両用便器を下水道に切り換える工事も対象となります。

2. 融資の限度額

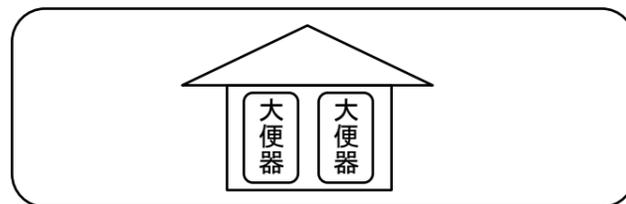
改造工事1件につき、水洗化する大便器又は両用便器の個数により限度額を設定します。

また、融資の額は1万円単位とします。



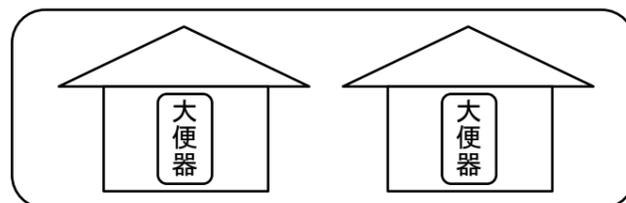
1棟に水洗化工事をする大便器が
1箇所ある場合の限度額

100万円



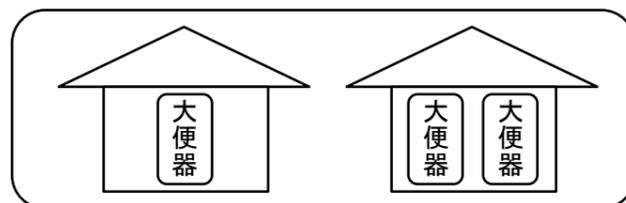
1棟に水洗化工事をする大便器が
2箇所ある場合の限度額

150万円



2棟に水洗化工事をする大便器が
1箇所ずつある場合の限度額

175万円



2棟に水洗化工事をする大便器が
合計3箇所以上ある場合の限度額

200万円

3. 利率 年利1.5%です。

4. 償還期間 60ヵ月以内で設定していただきます。(元利均等償還)

★ 融資を受けるための条件

1. 下水道処理区域等内に所在する建物の所有者又は当該所有者の同意を得た使用者であること。
2. 市税、公共下水道事業受益者負担金及び公共下水道使用料を滞納していないこと。
3. 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
4. ~~処理区域になった日から3年(浄化槽は6ヶ月)以内に行う改造工事であること。~~
5. 融資を受けた資金の償還能力を有すること。 現在、規定緩和運用中(R4年度まで)
6. 市内に在住し、生計を別にする連帯保証人を1名有すること。

★ 取り扱い金融機関

- JA島根県の安来市内の支店、出張所
- 米子信用金庫安来支店
- 島根銀行安来支店
- 中国労働金庫安来支店
- 鳥取銀行安来支店
- しまね信用金庫安来支店
- 山陰合同銀行安来支店、社日出張所、広瀬出張所 (順不同)

★ 申請の手続き

工事に着手する前に申請をして下さい。

1. 必要な書類

- 申請書(様式第1号) ~ 市役所下水道課または指定工事店でお渡しします。
- 工事調書の写し ~ 指定工事店が作成します。
- 工事調書の見積書 ~ 指定工事店が作成します。
- 申請者の印鑑証明書 ~ 市役所市民課または広瀬・伯太地域センターで取得してください。
- 連帯保証人の印鑑証明書 ~ 市役所市民課または広瀬・伯太地域センターで取得してください。
- 申請者の納税証明書 ~ 市役所税務課または広瀬・伯太地域センターで下水道工事融資用のものを取得してください。

2. 提出先

市役所下水道課に提出して下さい。

★ 金融機関との契約手続き

工事が終わり、市の完了検査が終了した後に金融機関と契約をしていただきます。その際、金融機関によってはもう一度印鑑証明書・所得証明書等の提出を求める場合がありますので、あらかじめ金融機関にお尋ねください。

【お問い合わせ先】

〒692-0207 安来市伯太町東母里580番地
安来市上下水道部下水道課
電話 0854-23-3370